

議案第二十二号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

職員に適用する給料表は、学校教育職員給料表（別表第一）とする。

第八条第六項中「その者に適用される」を削る。

第十八条第二項第二号中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十条第二項から第四項までを次のように改める。

2 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給料の百分の二十五を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 職員に支給する特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とし、職員が学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等若しくは対外運動競技等の引率指導業務又は学校の管理下において行われる部活動の指導業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程

度のものに限る。)であるときに支給する。

4 教員特殊業務手当の額は、従事した日一日につき六千四百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第二十九条第四項中「次に掲げる職員」を「職務の級が三級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるもの」に改め、同項各号を削る。

第三十二条第二項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十五(第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第三十二条第四項中「次に掲げる職員」を「職務の級が三級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるもの」に、「給与月額」とあるのは、「給与月額」を「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」に改め、「得た額」の下に「(以下「職務段階別加算額」という。)を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額」を加え、同項各号を削る。

第三十三条第二項中「二万円」を「一万六千三十円」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	146,000	178,100	248,600	274,200	341,400
	2	147,500	180,200	251,000	276,600	343,900
	3	149,000	182,400	253,400	279,000	346,400
	4	150,500	184,600	255,800	281,500	348,900
	5	152,000	186,800	258,200	284,000	351,400
	6	153,700	189,000	260,600	286,500	353,900
	7	155,400	191,200	263,000	289,000	356,400
	8	157,200	193,400	265,400	291,500	358,800
	9	159,000	195,600	267,800	294,000	361,200
	10	160,800	197,900	270,200	296,500	363,600
	11	162,700	200,200	272,600	299,000	366,000
	12	164,700	202,600	275,000	301,500	368,400
	13	166,700	205,000	277,400	304,000	370,800
	14	168,800	207,400	279,800	306,500	373,200
	15	171,000	209,800	282,200	309,000	375,600
	16	173,200	212,200	284,700	311,500	377,900
	17	175,500	214,600	287,200	314,000	380,200
	18	177,900	217,000	289,700	316,500	382,500
	19	180,400	219,400	292,200	319,000	384,800
	20	182,900	221,800	294,700	321,500	387,000
	21	185,300	224,200	297,200	324,000	389,200
	22	186,800	226,600	299,700	326,500	391,400
	23	188,300	229,000	302,200	329,000	393,600
	24	189,800	231,400	304,700	331,500	395,700
	25	191,300	233,800	307,200	334,000	397,800
	26	192,800	236,200	309,700	336,500	399,900
	27	194,300	238,600	312,200	339,000	402,000
	28	195,800	241,000	314,600	341,400	404,100
	29	197,300	243,400	317,000	343,800	406,200
	30	198,800	245,800	319,400	346,200	408,300
	31	200,300	248,200	321,800	348,600	410,400
	32	201,800	250,600	324,200	351,000	412,500
	33	203,300	253,000	326,600	353,400	414,600
	34	204,800	255,400	329,000	355,800	416,700
	35	206,300	257,800	331,400	358,200	418,800
	36	207,900	260,200	333,700	360,500	420,800
	37	209,500	262,600	336,000	362,800	422,800
	38	211,100	265,000	338,300	365,100	424,800
	39	212,800	267,400	340,600	367,400	426,800
	40	214,500	269,800	342,900	369,700	428,800
	41	216,300	272,200	345,200	372,000	430,800
	42	218,200	274,600	347,500	374,200	432,800
	43	220,100	277,000	349,800	376,400	434,800
44	222,000	279,400	352,100	378,600	436,800	

45	223,900	281,800	354,400	380,800	438,800
46	225,700	284,200	356,600	382,900	440,700
47	227,500	286,600	358,800	385,000	442,600
48	229,300	288,900	361,000	387,100	444,500
49	231,100	291,200	363,200	389,200	446,400
50	232,900	293,500	365,300	391,200	448,200
51	234,700	295,800	367,400	393,200	450,000
52	236,500	298,100	369,500	395,200	451,800
53	238,300	300,400	371,600	397,200	453,600
54	240,100	302,700	373,600	399,200	455,300
55	241,900	305,000	375,600	401,200	457,000
56	243,700	307,300	377,600	403,100	458,700
57	245,400	309,600	379,600	405,000	460,400
58	247,100	311,800	381,500	406,900	462,000
59	248,800	314,000	383,400	408,800	463,500
60	250,500	316,200	385,200	410,600	465,000
61	252,200	318,400	387,000	412,400	466,400
62	253,900	320,500	388,700	414,200	467,700
63	255,600	322,600	390,400	416,000	469,000
64	257,300	324,700	392,000	417,700	470,200
65	259,000	326,800	393,600	419,400	471,400
66	260,700	328,800	395,100	421,100	472,500
67	262,400	330,800	396,600	422,700	473,500
68	264,000	332,800	398,000	424,300	474,500
69	265,600	334,800	399,400	425,800	475,400
70	267,200	336,700	400,700	427,300	476,300
71	268,800	338,600	402,000	428,800	477,100
72	270,400	340,500	403,300	430,200	477,900
73	271,900	342,400	404,600	431,600	478,600
74	273,400	344,200	405,800	432,900	479,200
75	274,900	346,000	406,900	434,200	479,800
76	276,400	347,800	408,000	435,400	480,400
77	277,900	349,600	409,000	436,600	481,000
78	279,300	351,300	410,000	437,700	481,500
79	280,700	353,000	410,900	438,800	482,000
80	282,100	354,700	411,800	439,800	482,500
81	283,500	356,400	412,600	440,800	483,000
82	284,900	358,000	413,400	441,800	483,500
83	286,300	359,600	414,100	442,700	484,000
84	287,700	361,100	414,800	443,500	484,500
85	289,100	362,600	415,400	444,200	485,000
86	290,500	364,000	415,900	444,800	485,500
87	291,900	365,400	416,400	445,400	486,000
88	293,300	366,700	416,900	445,900	486,500
89	294,700	368,000	417,400	446,400	487,000
90	296,100	369,200	417,900	446,900	487,500
91	297,400	370,400	418,400	447,400	488,000
92	298,700	371,500	418,900	447,900	488,500

93	300,000	372,600	419,400	448,400	489,000
94	301,300	373,600	419,900	448,800	489,500
95	302,600	374,600	420,400	449,200	490,000
96	303,900	375,500	420,800	449,600	490,500
97	305,100	376,400	421,200	450,000	491,000
98	306,300	377,200	421,600	450,400	491,500
99	307,500	378,000	422,000	450,800	492,000
100	308,700	378,700	422,400	451,200	492,500
101	309,900	379,400	422,800	451,600	493,000
102	311,100	380,100	423,200	452,000	
103	312,300	380,800	423,600	452,400	
104	313,500	381,500	424,000	452,800	
105	314,700	382,200	424,400	453,200	
106	315,900	382,900	424,800	453,600	
107	317,000	383,600	425,200	454,000	
108	318,000	384,200	425,600	454,400	
109	318,900	384,800	426,000	454,800	
110	319,800	385,400	426,400	455,200	
111	320,700	386,000	426,800	455,600	
112	321,500	386,600	427,200	456,000	
113	322,300	387,200	427,600	456,400	
114	323,100	387,700	428,000	456,800	
115	323,800	388,200	428,400	457,200	
116	324,500	388,700	428,800	457,600	
117	325,200	389,200	429,200	458,000	
118	325,900	389,600	429,600	458,400	
119	326,600	390,000	430,000	458,800	
120	327,300	390,400	430,400	459,200	
121	327,900	390,800	430,800	459,600	
122	328,500	391,200	431,200	460,000	
123	329,100	391,600	431,600	460,400	
124	329,700	392,000	432,000	460,800	
125	330,300	392,400	432,400	461,200	
126	330,800	392,800	432,800	461,600	
127	331,200	393,200	433,200	462,000	
128	331,600	393,600	433,600	462,400	
129	332,000	394,000	434,000	462,800	
130	332,400	394,400	434,400	463,200	
131	332,800	394,800	434,800	463,600	
132	333,200	395,200	435,200	464,000	
133	333,600	395,600	435,600	464,400	
134	334,000	396,000	436,000		
135	334,400	396,400	436,400		
136	334,800	396,800	436,800		
137	335,200	397,200	437,200		
138	335,600	397,600	437,600		
139	336,000	398,000	438,000		
140	336,400	398,400	438,400		

	141	336,800	398,800	438,800		
	142	337,200	399,200	439,200		
	143	337,600	399,600	439,600		
	144	338,000	400,000	440,000		
	145	338,400	400,400	440,400		
	146	338,800	400,800	440,800		
	147	339,200	401,200	441,200		
	148	339,600	401,600	441,600		
	149	340,000	402,000	442,000		
	150	340,400	402,400			
	151	340,800	402,800			
	152	341,200	403,200			
	153	341,600	403,600			
	154	342,000	404,000			
	155	342,400	404,400			
	156	342,800	404,800			
	157	343,200	405,200			
	158	343,600	405,600			
	159	344,000	406,000			
	160	344,400	406,400			
	161	344,800	406,800			
	162	345,200	407,200			
	163	345,600	407,600			
	164	346,000	408,000			
	165	346,400	408,400			
	166	346,800	408,800			
	167	347,200	409,200			
	168	347,600	409,600			
	169	348,000	410,000			
	170		410,400			
	171		410,800			
	172		411,200			
	173		411,600			
	174		412,000			
	175		412,400			
	176		412,800			
	177		413,200			
再任用 職員		230,100	271,300	290,100	307,900	339,800

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区学校教育職員給与の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第一項の学校教育職員給与表の適用について、平成二十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が二級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、二級とする。
- 3 前項の規定により新級が一級となる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員のうち、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるものにあつては、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、切替日以降の昇給の号給数を調整する。
- 5 切替日の前日においてこの条例による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第七条第一項第一号の小学校・中学校教育職員給与表の適用を受けていた職員であつて引き続き改正後の条例第七条第一項の学校教育職員給与表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平

成三年法律第百十号)第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。)をしてしている場合の前項の給料は、同項の規定にかかわらず、改正後の条例第八条の二の規定の適用前の給料月額と同項の規定による給料との合計額に杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から改正後の条例第八条の二の規定による給料月額を減じた額とする。

7 改正後の条例第二十九条第四項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間、同項中「三級」とあるのは、「二級」とする。

8 改正後の条例第三十二条第四項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間、同項中「三級」とあるのは、「二級」とする。

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

10 杉並区職員の退職手当に関する条例(昭和五十年杉並区条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

15 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年杉並区条例第 号)附則第五項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額とする。

11 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十九年杉並区条例

第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一級、二級又は特二級」を「四級以下」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年杉並区条例第 号)附則第五項又は第六項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同条例附則第五項又は第六項の規定による給料の額との合計額とする。

附則別表（附則第3項関係）

切替日における職務の級が2級となる職員の号給の切替表

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	40
50	41
51	43
52	44
53	45
54	46
55	48
56	49
57	50

58	52
59	53
60	54
61	56
62	57
63	58
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	67
71	68
72	69
73	70
74	71
75	72
76	73
77	75
78	76
79	77
80	78
81	79
82	80
83	81
84	82
85	83
86	85
87	86
88	87
89	88
90	90
91	91
92	92
93	94
94	95
95	97
96	99
97	100
98	102
99	104
100	106
101	108
102	110
103	112
104	114
105	117
106	119
107	122
108	125
109	128
110	131
111	133
112	136
113	139
114	141
115	144
116	146
117	149

118	151
119	154
120	156
121	158
122	161
123	163
124	165
125	167
126	169
127	171
128	173
129	175
130	177
131	177
132	177
133	177
134	177
135	177
136	177
137	177
138	177
139	177
140	177
141	177
142	177
143	177
144	177
145	177
146	177
147	177
148	177
149	177
150	177
151	177
152	177
153	177
154	177
155	177
156	177
157	177
158	177
159	177
160	177
161	177
162	177
163	177
164	177
165	177
166	177
167	177
168	177
169	177
170	177
171	177
172	177
173	177
174	177
175	177
176	177
177	177

（提案理由）

給料表の一本化及び主任教諭の設置に伴う職務の級の新設に伴い、学校教育職員給料表を設ける等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（給料表）</p> <p>第七条 職員に適用する給料表は、学校教育職員給料表（別表第一）とする。</p> <p>2 略</p> <p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、</p>	<p>（給料表）</p> <p>第七条 給料表は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職員に適用する。</p> <p>一 小学校・中学校教育職員給料表（別表第一）</p> <p>二 特別支援学校教育職員給料表（別表第二）</p> <p>特別支援学校に勤務する職員</p> <p>2 略</p> <p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表</p>

の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

7 略

(通勤手当)

第十八条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 別表第二に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

三 略

3 7 略

(特殊勤務手当)

第二十条 略

2 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給

の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

7 略

(通勤手当)

第十八条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

三 略

3 7 略

(特殊勤務手当)

第二十条 略

2 前項の特殊勤務手当の種類は、次に掲げ

料の百分の二十五を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 | 職員に支給する特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とし、職員が学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅

るとおりとし、当該各号に掲げる場合に支給する。

一 教員特殊業務手当 職員が学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等若しくは対外運動競技等の引率指導業務又は学校の管理下において行われる部活動の指導業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。）であるとき。

二 教育業務連絡指導手当 教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める主任に命ぜられたものが、企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導及び助言を行う業務に従事したとき。

3 | 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、人事委員会の承

行等若しくは対外運動競技等の引率指導業務又は学校の管理下において行われる部活動の指導業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもので定められる程度のものに限る。）であるときに支給する。

4 教員特殊業務手当の額は、従事した日一日につき六千四百円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

5 及び 6 略

(期末手当)

第二十九条 略

2 及び 3 略

4 職務の級が三級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるものに支給する期末手当に対する第二項の規定の適用

認を得て、教育委員会規則で定める。

一 教員特殊業務手当 従事した日一日につき六千四百円

二 教育業務連絡指導手当 従事した日一日につき二百円

4 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給料の百分の二十五を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

5 及び 6 略

(期末手当)

第二十九条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる職員

に支給する期末手当に対する第二項の規定の適用

については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

5 及び 6 略

(勤勉手当)

第三十二条 略

2 | 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉

については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一 | 職務の級が三級である職員

二 | 職務の級が特二級である職員並びに職務の級が二級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるもの

5 及び 6 略

(勤勉手当)

第三十二条 略

2 | 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の七十五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の

手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十五（第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 略

4 職務の級が三級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるものに支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額（以下「職務段階別加算額」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加

規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 略

4 次に掲げる職員

に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額

<p>新 条 例</p>	<p>附則第十項による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）</p>	<p style="text-align: right;">算額を加算した額」とする。</p> <p>5 5 7 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当） 第三十三条 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は一、六千三百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に依りて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>
<p>旧 条 例</p>	<p>附則第十項による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）</p>	<p style="text-align: right;">を 加算した額」とする。</p> <p>5 5 7 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当） 第三十三条 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、二万円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に依りて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>一 職務の級が三級である職員 二 職務の級が特二級である職員並びに職務の級が二級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるもの</p>

附 則

1
14
略

15 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年杉並区条例第 号）附則第五項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額とする。

附則第十一項による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

の一部改正）

新 条 例

（教職調整額の支給等）
第三条 職員のうちその属する職務の級が四級以下である者には、その者の給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2
4
略

附 則

1
14
略

旧 条 例

（教職調整額の支給等）
第三条 職員のうちその属する職務の級が一級、二級又は特二級である者には、その者の給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2
4
略

1| 附則
略

2| 杉並区学校教育職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例（平成二十一年杉並
区条例第 号）附則第五項又は第六項の
規定による給料を支給される職員の教職調
整額の計算の基礎となる給料月額は、給料
月額と同条例附則第五項又は第六項の規定
による給料の額との合計額とする。

略 附則

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																										
給料表	<p>別表第一</p> <p>1 給料表の一本化 小学校・中学校教育職員給料表と特別支援学校教育職員給料表を一本化し、学校教育職員給料表とする。</p> <p>2 職務の級の新設等 教諭の職務の級を分化し、主任教諭の職務の級として新たに3級を設置するほか、職務の級の構成を改正する。</p>																										
諸手当	<p>特殊勤務手当 教育業務連絡指導手当の廃止 主任教諭の職務の級の設置の趣旨にかんがみ、廃止する。</p> <p>期末手当 職務段階別加算の対象となる職務の級の改正 主任教諭の職務の級の設置に伴い、加算の対象となる職務の級を改正する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">現 行</td> <td style="text-align: center; width: 10%;"><u>3 級</u></td> <td style="width: 80%;">副校長・教頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>特2級</u></td> <td>主幹教諭</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>2 級</u></td> <td>教諭のうち別に定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 正</td> <td style="text-align: center;"><u>5 級</u></td> <td>副校長・教頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>4 級</u></td> <td>主幹教諭</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>3 級</u></td> <td>主任教諭</td> </tr> </table> <p>現行の「教諭のうち別に定めるもの」は、基準日現在、大学卒業者の場合で経験年数等が12年以上のもの等</p> <p>勤勉手当 勤勉手当の支給総額に関する規定の創設 全職員に対する勤勉手当の支給総額に関する規定を設け、その範囲内で、成績率制度の効果的な運用を図ることとする。 勤勉手当の基礎額の改正（規則事項） 現行の勤勉手当の基礎額から、扶養手当（扶養手当に対する地域手当を含む。）を控除し、相当額を成績率の原資とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">現 行</td> <td style="width: 90%;">給料 + 扶養手当 + (給料 + 扶養手当) × 地域手当の支給割合 + 職務段階別加算</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 正</td> <td>給料_____ + (給料_____) × 地域手当の支給割合 + 職務段階別加算</td> </tr> </table> <p>なお、杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）を改正し、平成24年6月支給分の勤勉手当から適用する。</p> <p>職務段階別加算の対象となる職務の級の改正 期末手当に同じ</p> <p>義務教育等 教員特別手当 手当の支給月額限度額の引下げ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">現 行</td> <td style="text-align: center; width: 90%;">20,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 正</td> <td style="text-align: center;">16,030円</td> </tr> </table>	現 行	<u>3 級</u>	副校長・教頭		<u>特2級</u>	主幹教諭		<u>2 級</u>	教諭のうち別に定めるもの	改 正	<u>5 級</u>	副校長・教頭		<u>4 級</u>	主幹教諭		<u>3 級</u>	主任教諭	現 行	給料 + 扶養手当 + (給料 + 扶養手当) × 地域手当の支給割合 + 職務段階別加算	改 正	給料_____ + (給料_____) × 地域手当の支給割合 + 職務段階別加算	現 行	20,000円	改 正	16,030円
現 行	<u>3 級</u>	副校長・教頭																									
	<u>特2級</u>	主幹教諭																									
	<u>2 級</u>	教諭のうち別に定めるもの																									
改 正	<u>5 級</u>	副校長・教頭																									
	<u>4 級</u>	主幹教諭																									
	<u>3 級</u>	主任教諭																									
現 行	給料 + 扶養手当 + (給料 + 扶養手当) × 地域手当の支給割合 + 職務段階別加算																										
改 正	給料_____ + (給料_____) × 地域手当の支給割合 + 職務段階別加算																										
現 行	20,000円																										
改 正	16,030円																										
施行期日等	<p>1 平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 給料表の一本化等に伴う職務の級及び号給の切替え等を行う。</p>																										